

宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1条 燃料価格等の高騰で経営に大きな影響が生じている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者、福祉タクシー事業者及び自動車運転代行業者（以下「交通事業者等」という。）に対して、その事業継続を支援し、県民生活への影響を回避するため、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 貸切バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (4) 福祉タクシー事業者 タクシー事業者であって、「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて」（平成18年9月25日付国自旅第169号国土交通省自動車交通局長通知）に基づき福祉輸送事業を行う者をいう。
- (5) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の認定を受けて自動車運転代行業を営む者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 県内に営業所を置く乗合バス事業者であって、別表第1の1に掲げる者
- (2) 県内に営業所を置く貸切バス事業者であって、別表第2の1に掲げる者
- (3) 県内に営業所を置くタクシー事業者であって、別表第3の1に掲げる者
- (4) 県内に営業所を置く福祉タクシー事業者であって、別表第4の1に掲げる者
- (5) 県内に営業所を置く自動車運転代行業者であって、別表第5の1に掲げる者

2 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等は、交付申請を行うことができない。

(支援金の交付額)

第4条 支援金の交付額は、乗合バス事業者にあつては別表第1の2、貸切バス事業者にあつては別表第2の2、タクシー事業者にあつては別表第3の2、福祉タクシー事業者にあつては別表第4の2、自動車運転代行業者にあつては別表第5の2に定める額とする。

(交付申請)

第5条 交付対象者のうち支援金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、宮城県旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書（乗合バス事業者にあつては様式第1－1号、貸切バス事業者にあつては様式第1－2号、タクシー事業者にあつては様式第1－3号、福祉タクシー事業者にあつては様式第1－4号、自動車運転代行業者にあつては様式第1－5号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 乗合バス事業者にあつては別表第1の3に掲げる書類
- (2) 貸切バス事業者にあつては別表第2の3に掲げる書類
- (3) タクシー事業者にあつては別表第3の3に掲げる書類
- (4) 福祉タクシー事業者にあつては別表第4の3に掲げる書類
- (5) 自動車運転代行業者にあつては別表第5の3に掲げる書類

(交付決定)

第6条 知事は、前条による支援金の交付申請があつた場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(支援金の経理等)

第7条 交付決定を受けた申請者は、支援金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を関係書類とともに、事業が完了した日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 知事は、支援金の交付決定後に、申請内容に虚偽が認められたときその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合は、当該支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。既に支援金が支払われている場合は、交付決定を受けた申請者は取消しに係る支援金を速やかに返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月13日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月18日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月22日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月27日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。

別表第 1 乗合バス事業者

1 交付対象者及び 交付対象車両	【交付対象者】 次の要件を全て満たす乗合バス事業者（公営乗合バス事業者を除く。） （１）令和８年３月１日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者 （２）交付申請日以降も事業を継続する予定の者 （３）県内に事業所を有する者 （４）県内を発地又は着地とする系統（一般路線バス、高速バス）を定期運行している者 【交付対象車両】 令和８年３月１日から交付申請日までの間、継続して国土交通省東北運輸局に登録し、かつ、交付申請時点で運行を継続し県内の営業所に所属している乗合バス車両（リース車両を含む。） ただし、市町村等の委託又は補助による住民（代替）バスの運行の用に限り使用する車両を除く。 なお、令和８年３月１日から交付申請日までの間に登録変更が生じた次の車両も対象とする。 ・減車ではなく、老朽化等を理由として廃車し、その代替車両がある場合（新旧の車両を合わせて１台とみなす。）
2 交付額	車両１台につき１０万円
3 申請書の添付書類	（１）一般乗合旅客自動車運送事業の許可証の写し ※（許可証以外の場合は）運輸支局が発行する証明書の写し （２）令和８年３月１日が期間に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）の写し （３）支援金交付対象となる車両の登録番号（車両番号）を記した車両一覧表（様式は任意。ただし、令和８年３月１日から交付申請日までの間、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。） （４）支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項の写し） （５）支援金受取口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用） （６）その他知事が必要と認める書類（代替した車両がある場合は、代替前の車両についても（３）・（４）の書類又は、代替前の車両であったことを確認できる書類）

別表第2 貸切バス事業者

1 交付対象者及び 交付対象車両	【交付対象者】 次の要件を全て満たす貸切バス事業者 (1) 令和8年3月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者 (2) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者 (3) 県内に事業所を有する者 【交付対象車両】 令和8年3月1日から交付申請日までの間、継続して国土交通省東北運輸局宮城運輸支局に一般貸切旅客自動車運送事業用自動車として届出し、かつ、交付申請時点で運行を継続し県内の営業所において継続して保有している車両（リース車両を含む。） なお、次の車両も対象とする。 ・令和8年3月1日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃車し、その代替車両がある場合（新旧の車両を合わせて1台とみなす。）
2 交付額	車両（大型車・中型車・小型車・コムーター車）1台につき 3万5千円
3 申請書の添付書類	(1) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し ※（許可証以外の場合は）運輸支局が発行する証明書の写し (2) 支援金交付対象となる車両の登録番号（車両番号）及び車種区分（大型車・中型車・小型車・コムーター車）を記した車両一覧表（様式は任意。ただし、令和8年3月1日から交付申請日までの間、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。） (3) 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証にあつては自動車検査証記録事項の写し） (4) 支援金受取口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用） (5) その他知事が必要と認める書類（代替した車両がある場合は、代替前の車両についても（2）・（3）の書類又は、代替前の車両であったことを確認できる書類）

別表第3 タクシー事業者

1 交付対象者及び 交付対象車両	【交付対象者】 次の要件を全て満たすタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。） （１）令和８年３月１日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者 （２）交付申請日以降も事業を継続する予定の者 （３）県内に営業所を有する者 【交付対象車両】 令和８年３月１日から交付申請日までの間、継続して国土交通省東北運輸局宮城運輸支局に事業用自動車として届出し、かつ、交付申請時点で運行を継続し県内の営業所において継続して保有している車両（リース車両を含む。） ただし、市町村等の委託又は福祉輸送事業の用に限り使用する車両を除く。 なお、次の車両も対象とする。 ・令和８年３月１日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃車し、その代替車両がある場合（新旧の車両を合わせて１台とみなす。）
2 交付額	車両１台につき１万５千円（交付対象車両のうち、別表第４の２交付額について、交付申請をした車両を除く。以下この表において同じ。）
3 申請書の添付書類	（１）一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し ※（事業の譲渡を受けた場合は）譲渡譲受認可証の写し ※（許可証又は認可証以外の場合は）運輸支局が発行する証明書の写し （２）支援金交付対象となる車両の登録番号（車両番号）及び車種区分（小型車・普通車など）を記した車両一覧表（１人１車制個人タクシーを除く。様式は任意。ただし、令和８年３月１日から交付申請日までの間、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。） （３）支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項の写し） （４）支援金受取口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用） （５）その他知事が必要と認める書類（代替した車両がある場合は、代替前の車両についても（２）・（３）の書類か、代替前の車両であったことを確認できる書類）

別表第4 福祉タクシー事業者

1 交付対象者及び 交付対象車両	【交付対象者】 (1) 次の要件を全て満たすタクシー事業者（福祉輸送事業限定を除く。） ア 令和8年3月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者 イ 交付申請日以降も事業を継続する予定の者 ウ 県内に営業所を有する者 エ 福祉輸送事業を行う者 (2) 次の要件を全て満たすタクシー事業者（福祉輸送事業限定） ア 令和8年3月1日から交付申請日までの間継続して事業を実施した者 イ 交付申請日以降も事業を継続する予定の者 ウ 県内に営業所を有する者 【交付対象車両】 令和8年3月1日から交付申請日までの間、継続して国土交通省東北運輸局宮城運輸支局に事業用自動車として届出し、かつ、交付申請時点で運行を継続し県内の営業所において継続して保有している車両のうち福祉輸送事業の用に限り使用する車両（リース車両を含む。） ただし、市町村等の委託事業の用に限り使用する車両を除く。 なお、次の車両も対象とする。 ・令和8年3月1日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃車し、その代替車両がある場合（新旧の車両を合わせて1台とみなす。）
2 交付額	車両1台につき8千円（交付対象車両のうち、別表第3の2交付額について、交付申請をした車両を除く。以下この表において同じ。）
3 申請書の添付書類	(1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可証の写し ※（事業の譲渡を受けた場合は）譲渡譲受認可証の写し ※（許可証又は認可証以外の場合は）運輸支局が発行する証明書の写し ※（福祉輸送事業限定の事業者は）許可にあたり付された条件の全文が分かる書類の写し (2) 支援金交付対象となる車両の登録番号（車両番号）及び車種区分（小型車・普通車など）を記した車両一覧表（個人事業者で、所有台数が1台の場合を除く。様式は任意。ただし、令和8年3月1日から交付申請日までの間、廃車及び廃車代替購入があった場合にはその旨を付記すること。） (3) 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し（電子化された

	自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項の写し) (4) 支援金受取口座の通帳の写し(金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用) (5) その他知事が必要と認める書類(代替した車両がある場合は、代替前の車両についても(2)・(3)の書類か、代替前の車両であったことを確認できる書類)
--	---

別表第5 自動車運転代行業者

1 交付対象者及び 交付対象車両	【交付対象者】 (1) 宮城県公安委員会より自動車運転代行業の認定を受けている者 (2) 令和8年3月1日から交付申請日までの間、継続して事業を実施した者 (3) 交付申請日以降も事業を継続する予定の者 【交付対象車両】 ・令和8年3月1日から交付申請日まで継続して保有し、かつ、運行を継続している随伴用自動車 ・令和8年3月1日から交付申請日までの間に老朽化等を理由として廃車し、その代替車両がある場合（新旧の車両を合わせて1台とみなす。）
2 交付額	車両1台につき8千円
3 申請書の添付書類	(1) 自動車運転代行業の標識の写し (2) 支援金交付対象となる随伴用自動車の代行保険（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に規定する損害賠償責任保険）契約証（又は共済契約証）の写し（随伴用自動車1台ごと直近のもので、支援金交付対象の所有車の登録番号が確認できる書類） (3) 支援金交付対象となる車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証にあっては自動車検査証記録事項の写し） (4) 支援金受取口座の通帳の写し（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号・口座名義人確認用） (5) その他知事が必要と認める書類（代替した車両がある場合は、代替前の車両についても（2）・（3）の書類か、代替前の車両であったことを確認できる書類）

（注）別表第1から別表第5までの規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合は、自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項の写しをこれに準じる書面に代えることができる。